

令和7年度 e ラーニングによる運行管理者等一般講習受講促進助成事業実施要領

令和7年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和7年度 144万円（対面での一般講習を含む予算）

2. 助成対象

会員事業者の県内営業所に在籍している運行管理者等とする。

注：国土交通省の認定を受けた e ラーニング一般講習に限る。

3. 助成額

一般講習受講料 3,860円／1名（※講習テキスト配送料含む）

4. 実施期間等

申請受付期間は、令和7年4月1日～令和8年3月3日とする。

令和7年4月1日からの受講が対象で、申請受付期間内に支払い等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

5. 交付要綱

「e ラーニングによる運行管理者等一般講習受講促進助成金交付要綱」による

e ラーニングによる運行管理者等一般講習受講促進助成金交付要綱

令和 6 年 12 月 20 日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

(目的)

第1条 運行管理者等指導講習の e ラーニングによる受講に対応することにより、会員事業者の運行管理者等一般講習の受講率の向上、利便性の向上を図ることを目的とする。

(助成対象等)

第2条 助成対象者は、徳ト協会員事業者の徳島県内の営業所に在籍している運行管理者等とする。

注：対象講習は、国土交通省の認定を受けた e ラーニング一般講習に限る。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

(申請方法)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、実施要領で定める申請受付期間中に「e ラーニングによる運行管理者等一般講習受講促進助成金交付申請書」(様式 1)により、必要書類を添付のうえ徳ト協へ提出する。

(助成金交付)

第5条 徳ト協は、会員事業者より提出のあった第4条の書類等を審査した上で、会員事業者に対し助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 会員事業者は、第4条により提出のあった申請書類等に虚偽の事実が判明した場合は助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は令和 6 年 12 月 20 日より適用する。